

法第 6 条（確認申請）第 1 項の区分、添付図書、手数料

法第 6 条第 1 項の区分

法第 6 条第 1 項に規定する建築物の区分等は、次による。

- ① 第 1 号建築物（増築後及び用途変更後において第 1 号建築物となるものを含む。）の区分は、敷地単位による。
ただし、法第 12 条においては、棟単位による。
- ② 第 2 号又は第 3 号建築物（増築後において用途的、機能的及び構造的に一体となって第 2 号又は第 3 号建築物となるものを含む。）の区分は、棟単位による。
- ③ 大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は、当該工事を行う建築物に対して第 1 号から第 4 号までの区分を適用する。
- ④ 号数が重複する場合は、より数値の小さい号数を適用する。
- ⑤ 確認申請書（建築物）第 3 面 8. の「主要用途」は、敷地単位の用途を記載する。